

項目等	No.	ご意見	ご意見に対する考え方(案)
計画の重点施策	1	<p>C02削減について、県民を挙げて温暖化対策に取り組もうという姿勢はすばらしいが、C02が温暖化の主たる要因か、まだ検証する余地があり県の重点的な政策として扱うものなのか。現在の化石燃料依存の産業や文明から新しいエネルギーの転換が不十分な中でC02削減だけ強調した場合、産業の低迷や規制のない途上国への企業の流失が進んでいくのではないか。</p> <p>できれば、宍道湖などの水質改善や石見銀山周辺の森林保全、松やコナラなどの害虫被害対策など身近な環境の保全に重点的に取り組んでほしい。</p> <p>身近な環境保全の取り組みは、農林水産業や観光産業にもよい影響を与える。産業と環境のバランスを取りながら 美しい島根の自然を残すよう取り組んでもらいたい。</p>	<p>地球温暖化はC02やメタンなどの6つの温室効果ガスが要因とされ国際的な合意に基づき各国でその取組がおこなわれているところです。本県では温暖化対策として、C02だけではなく温室効果ガス排出削減に向けて県民、事業者、行政で構成された協議会により様々な取組を行うと同時に、豊富な森林資源を活用した木質バイオマス燃料の活用や風力発電などの新エネルギーの導入、温暖化対策と経済発展を両立できるような産業振興と地域の活性化などの取組を推進することとしております。</p> <p>また、宍道湖・中海を始めとした水環境の保全対策の推進や豊かな自然環境を保全し自然とのふれあいを推進する取組も重点施策に位置付け積極的に取り組むこととしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の業務の参考といたします。</p>
	2	<p>個人の豊かさと便利さ、企業の発展が環境に負荷をかけており、それらをどのようにうまく収めるのかは大変難しい問題である。そうした問題にもっと踏み込んでほしい。例えば、環境基本条例に罰則などを定める必要もあるのではないか。計画としてはとてもよくまとまっているが、何か目玉をつくり、全国に発信するぐらいのものがほしい。</p>	<p>特に重要で島根らしさを発揮する取組として、7つの重点施策を掲げて重点的に取り組むこととしております。例えば、環境保全と経済発展が好循環していく取組として、豊富な森林資源などを活用した新エネルギーや環境にやさしい農業などの推進による「環境関連産業の振興」が挙げられます。この他、すべての県民や事業者の継続的な取組行動につなげるための「温室効果ガスに関する情報の見える化」、豊かな水系保全のための「流域単位での総合的な水環境保全対策の推進」などに取り組むこととしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の業務の参考といたします。</p>
計画の主体	3	<p>主体者がはっきりしない。実行者がいないように思う。計画は立てたが実行者、責任者が不在で県民には協力してくださいという内容に見える。</p> <p>島根県では行政に関わる人の割合が多い。知事が言っている“もう一役”活動を発展させて、公私共に、県として社会貢献活動に出るようにされたらどうか。県職員が率先して社会に出て、指導力を発揮してもらえないか。そうすれば、計画の普及と推進が出来ると思う。完璧な計画をたてるより、小さくても推進するものであってほしい。</p>	<p>県も率先して環境負荷の低減の取組を行うこととしております。また、県民、事業者、NPO等、市町村、県のすべての主体が計画の実行者であり、その連携・協働により計画を推進していくこととしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の業務の参考といたします。</p>

項目等	No.	ご意見	ご意見に対する考え方(案)
計画のわかりやすさ	4	<p>計画案については、難しい内容のため見る人に理解してもらいにくいのではないかと。例えばどうしたら二酸化炭素が減るのかということが具体的な実感をもってみなさんに分かるようにしてほしい。</p>	<p>計画策定にあたっては、県民にとってわかりやすい計画づくりを目指しております。</p> <p>例えば、具体的な取組については、第2章で基本施策ごとに県民や事業者等の各主体が身近で実践できることの例示として「私たちにできること」を記述しているところです。</p> <p>また、少しでもわかりやすい内容となるよう計画の構成などを見直し、ご意見の趣旨を反映させました。</p>
第2章 人と自然との共生の確保	5	<p>第2章の「1-1-4環境に配慮した工事の推進」の記述内容について、多自然川づくりとして河川工事のみが特筆されているが、道路、砂防・治山、港湾・漁港・海岸等でも環境に配慮した取り組みが行われている。</p> <p>「事業計画の策定にあたっての自然環境への配慮」と「工事実施にあたっての自然環境への配慮」の2項目とした方が分かり易いのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり、環境に配慮した取組は河川工事のほか道路、砂防・治山、港湾・漁港・海岸等でも取り組んでおります。多くの良好な水辺空間が存在することは本県の特徴の一つであり、その水辺空間における親水性の確保の重要性を強調するため、河川工事を特筆しております。</p>
第2章 人と自然との共生の確保	6	<p>第2期島根県環境基本計画（案）の自然公園の利用者数が [現況] 8,621 → [目標] 8,115 になっているが、なぜ目標値が低いのか？ 資料編（案）に自然公園利用者数が平成18年以降増加しているとあるし、県として自然公園の利用促進施策はされないのか？ また、利用促進のアイデア等を広く県民から募集などをされる予定はあるのか？</p>	<p>自然公園の利用者数は、全国的にわずかながら減少傾向にありましたが、平成20年のリーマンショック後、更にその傾向が強くなっております。島根県内の利用者数は、平成20年度に864万人と前年度と比べ316千人増加しておりますが、これは、大山隠岐国立公園内にある出雲大社の遷宮という特殊要因によるものと考えられ、本年1月に取りまとめた平成21年度の利用者数は、794万人となっております。今後は、人口減少等の影響を受け、全国的に利用者数は減少していくものと想定されますので、PR等様々な利用促進策を実施し、現状の利用者数を維持したいと考えております。</p> <p>こうしたことから、ここ数年の変動の影響を受けなかったH17年度の811万5千人を目標値として設定したところです。</p> <p>また、県民からの利用促進のアイディア募集につきましては、現在も自然保護レンジャーの皆様などからご意見をいただき利用促進に努めておりますが、今後とも広く県民の皆様のご意見等を取り入れながら、利用を促進していきたいと考えております。</p>

項目等	No.	ご意見	ご意見に対する考え方(案)
第2章 人と自然 との共生 の確保	7	<p>第2章「1-2-1」の外來生物の問題は、ヌートリアやコウロエンカワヒバリガイによる農林漁業への影響、緑化のため植栽された外來植物による在來の植物群の圧迫等、身近な所で多くの事例がある。</p> <p>県民の外來生物の放逐抑制への取り組みは、ペットとともに、鑑賞用植物の責任ある栽培も追加すべきだと思う。そして、行政の取り組みについても、事業者と同様に、道路や河川等における緑化や斜面安定対策等にあたって「野生動植物の生育・生息環境へ配慮した計画・工事」が不可欠と考える。</p>	<p>外來生物の新たな定着や生息・生育範囲の拡大を防止していくためには、ペットなどの動物の放逐ばかりではなく、観賞用や園芸用の外來植物が野外へ拡散しないように責任をもって栽培・管理することも重要です。ご意見の趣旨を計画に反映させました。</p> <p>また、自治体が行う道路や河川等の公共工事でも、在來の野生動植物の生息・生育環境に配慮することが重要です。このため、県では平成15年に公共事業配慮指針を作成し、公共事業を行うに当たっては、この指針に基づき野生動植物の生息・生育環境への影響の回避・低減に努めています。指針の中には緑化・植栽を行う場合の留意事項もあり、地域固有の在來種を利用し、生態系の保全に努めることとしており、今後も引き続き取り組んでいきます。</p>
	8	<p>晴天時でも、北山の431号線から少し入った所の森（杉林）は木が多く陽が入らないためとても暗い。当然草もない。まるで剣山のような林は遠めでも、分け入っても不気味であり間伐が必要だと考える。北山だけではない。</p>	<p>森林所有者等の理解・協力を得ながら造林事業や治山事業のほか水と緑の森づくり税を活用した再生の森事業などの取り組みにより、県内で年間約6,600ha（H19～20年度の平均）の間伐を実施し、森林の公益的機能の維持・回復を図っております。引き続き適切な森林整備を推進していきます。</p>
第2章 安全で安心 できる 環境の確保	9	<p>流域単位の総合的水環境保全を推進するならば、周水域（流入河川）の施策展開に生活雑排水と周辺住民の美化活動と水質モニタリングだけでは弱い。農業排水に対する施策の打ち出しが無い。（工業排水・産業排水を含む）</p> <p>【提案】流入河川の内、土地利用形態（水質負荷）のモデル河川を設け、人為的な負荷と自然負荷を仕分けして、内水域に対する周水域の負荷を明確にしたらよい。</p>	<p>農業系・自然系等を起源とする面源系の負荷対策につきましては、今後の湖沼水質改善施策において重要な要素と考えております。本計画（案）におきましても第2章2-1-2の「流出水対策の推進」において、今期湖沼計画から新たに指定された「流出水対策地区」を中心に、農地・市街地等の負荷削減の取組を推進することとしております。</p>

項目等	No.	ご意見	ご意見に対する考え方(案)
第2章 安全で安心できる 環境の確保	10	<p>第2章2-1-1の記述について、河川における油流出等による水質汚濁事故は、平成21年度は県内で72件発生している。その大半を占める斐伊川水系では、平成16年6月から水質事故多発警報が出されたままとなっている。こうした状況を踏まえ、河川、湖、海域での水質浄化対策と水質事故対策の推進をに掲げる必要がある。</p> <p>「神西湖の水質保全対策の推進」は、県の施策として高塩分化対策(潮止堰)、水質浄化対策(流入河川の浄化対策、覆砂)、湖岸整備、環境調査の推進、コウロエンカワヒバリガイ対策等が取り組まれ、神西湖漁協や地域住民との連携した取り組みも展開されている。宍道湖・中海と同様に神西湖における個別の取り組みを記載すべきではないか。</p> <p>なお、親しみのもてる水辺の保全と創出は、1-1-4及び1-4-1にも記載されており、河川、海域等の水環境保全対策の推進として取り組みとは除外したほうが分かり易いのではないか。</p>	<p>「水質汚濁事故」と「神西湖の水質保全対策の推進」につきましては、いただいたご意見の趣旨を計画に反映させます。</p> <p>また、「親しみのもてる水辺の保全と創出」については、第2章1-1「自然とのふれあいの推進」及び1-4「景観保全と快適な生活空間の形成」においても掲載しておりますが、本計画(案)では、複数の環境側面をもった施策についてはそれぞれの該当箇所に再掲することとしております。</p>
	11	<p>「アスベスト対策の推進」が掲げられているが、石見地方の山の中では、道端に天然のアスベストが露出しているところがある。また、かつてたたらで荒らされた山が多く、地すべりを起こすなど環境破壊が起きている。美しい自然ばかりではないということも盛り込んで欲しい。</p>	<p>天然アスベスト対策や人為的に環境破壊を受けた山の保全などについては、関係部局と連携を図りながら取り組んでいるところです。また、本計画(案)においては、各施策において環境破壊に関連する対策なども記述しているところです。いただいたご意見は今後の参考といたします。</p>
第2章 地球環境 保全の積極的推進	12	<p>公共交通機関の利用促進について、マイカーに依存する交通体系や生活様式を見直すうえからも、一部で実施されているノーマイカーデー、交通機関利用推進運動などの意識啓発運動を、全県下に広げていくことが必要ではないか。</p> <p>松江市では「はじめよう！まつエコ」による社会実験を実施されたが、このような取組を県内各自治体へも事業化してほしい。地方の公共交通機関について、地域自らが本気で考える機会にもなる。交通施策だけでなく、まちづくりや環境面への関心を高めていくうえでも効果大きい。</p>	<p>県内の公共交通機関は利用者の減少のため経営環境は大変厳しい状況にあり、県としては、既存路線の維持存続を図る観点から市町村等と協調して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の運行維持のための運行経費助成 ・JR沿線地域で作る利用促進団体が行う各種取組に対する助成 ・住民向けの意識啓発活動 ・地域の実態に関する調査、実証実験 <p>などに取り組んでいるところです。</p> <p>また、公共交通機関は地域により状況が異なるため、環境面の施策については、様々な対応が考えられます。例えば、都市部においてはノーマイカーデーの取組、中山間地域などで公共交通機関の限られたところは、可能な範囲での自転車、徒歩の利用や自動車利用の場合のエコドライブの推進など、地域の実情にあった取組を市町村に働きかけています。</p> <p>ご指摘のとおり、環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりや二酸化炭素排出量削減対策のためにも公共交通機関の利用促進等を図ることは重要と考えており、今後も引き続き取り組んでいき</p>

項目等	No.	ご意見	ご意見に対する考え方(案)
第2章 地球環境 保全の積 極的推進	13	<p>新エネルギーは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法により、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、バイオマス発電等が指定されているが、実用化段階に達した水力発電や地熱発電、研究開発段階にある波力発電や海洋温度差発電は含まれていない。</p> <p>本県は、急峻な地形と豊かな水資源に恵まれており、古くから水力発電が行われてきた。本年4月からは、県企業局による志津見ダムに隣接する志津見発電所の運転も開始される予定とのこと。</p> <p>また、県企業局では、環境や地域への貢献を基本方針の一つに掲げ、水力・風力等を活用したクリーンエネルギー供給の高効率化等に取り組み、成果指標をCO2削減量として公表されている。</p> <p>こうした状況から判断すると、3-1-5クリーンエネルギー供給促進として項目立てし、既存水力発電所の高効率化や新たな農業水路等における小水力発電の導入を掲げるべきではないか。3-1-4新エネルギーの導入促進と統合する方法もある。</p>	<p>水力発電につきましては、平成20年4月の政令改正により、1,000kW以下の水力発電が新エネルギーの対象となりました。したがって、出力1,000kW以下の水力発電につきましては、島根県地域新エネルギー導入促進計画の中で、導入を促進していくこととしております。</p> <p>また、1,000kWを超える水力発電につきましては、3-1-2産業振興と地域の活性化で記述されている「地域での効率的なエネルギー利用の推進」の中で検討していきます。</p>
第2章 環境保全 と経済発 展の好循 環	14	<p>環境基本計画（案）のP9によると、現行計画の重点プロジェクトのうちの「4. 循環型社会を構築する環境関連産業振興」が最も達成率が低い。したがって、第2期計画においても、重点施策の「5. 地域資源を活用した環境関連の振興」については、どのように推進するかについて、新たな視点を加えないと第1期と同じような結果になるおそれがある。</p> <p>島根県の地域資源という点では、木質バイオマスが第1ですが、バイオマスについては、国の「バイオマス活用推進基本法」「バイオマス活用推進基本計画」の考え方を取り入れることが、一つの切り口になると思う。</p>	<p>重点施策の「5. 地域資源を活用した環境関連の振興」については、「新エネルギー産業」のほか、「耕畜連携による環境にやさしい農業の推進」や木質資源を活用した「循環型林業の推進」等を現行計画に新たに加え、環境関連産業の振興を図ることとしております。</p> <p>この施策の推進にあたって、地域資源としての「バイオマス」の活用は有効であり、昨年12月に国で閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」を踏まえ、より一層のバイオマス活用の推進を図ることは重要であると考えています。</p>
第2章 環境保全 と経済発 展の好循 環	15	<p>中小企業の環境施策への取組が遅れている要因として、環境投資に対する効果が判断しにくい点や資金的な負担に対する課題が挙げられる。そこで、環境装置における利子負担の助成や、島根県制度融資の大幅な利子低減を導入してほしい。</p> <p>また、省エネ診断事業は、要望が多く好評であったが、予算枠が限られ次年度まで待たなければいけない状況である。このため、省エネ診断事業や、環境経営に係る専門指導等の支援策について、制度拡充と事業費増額が必要ではないか。</p> <p>さらに、平成32年度の環境基本計画目標設定期間までに、全県下のショッピングセンター、一定規模の製造業等エネルギー他消費型事業所に対し、省エネ診断、専門指導を完全実施し、環境投資のきっかけとなるよう事業推進していくことが必要ではないか。</p>	<p>島根県では、県内企業が行う環境負荷の低減を図る設備投資を支援する為に、必要な資金を金融機関の協調を得て長期・低利で融資する「島根県環境資金」を設けております。今後も、必要に応じて融資限度額の増額や融資期間の延長などの改正を行います。</p> <p>また、省エネ診断事業等につきましては、島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事業として平成18年度から実施しており、事業者の省エネルギーの取組に役立てていただいております。</p> <p>いただいたご意見を参考にさせていただき利用者や商工団体等からの意見・要望なども踏まえて、社会情勢や日々多様化してく環境保全の取組に合せ、よりよい制度構築を図ることなど、今後とも事業者の省エネルギーの取組が進むよう支援して参りたいと考えています。</p>

項目等	No.	ご意見	ご意見に対する考え方(案)
第2章 環境保全 に向けて の参加の 促進	16	<p>小中学校などにおける環境面からの道徳教育などは大切であり、環境教育をもっと推進すべきである。教育委員会等に対して、県から強く働きかけてほしい。</p> <p>例えば、宍道湖・中海や中山間地域など島根県ならではの環境を活用した環境学習の日を設けるなどの独自の施策が必要ではないか。</p> <p>また、環境問題、特に地球温暖化については今の大人たちが引き起こしたことであり、そのつけを子どもたちに押し付けていると認識しなければならない。まずは大人がもっと真剣に取り組まねばならない。</p>	<p>環境教育・環境学習の推進については、重点施策と位置付けありますが、特に学校における環境教育は重要と考えており、ご意見の趣旨を計画に反映させました。</p> <p>また、子どもたちだけではなく県民や事業者に対しても生涯を通じた継続的環境教育・環境学習が必要であり、県民や事業者など各主体が積極的に取り組むことが重要です。県としては、引き続き環境学習などの仕組みづくりや各主体の連携、情報の共有化を図っていきます。</p>
	17	<p>環境保全に向けての参加の促進についてだが、地域での春と秋のクリーン作戦の参加者が減少している。現状の把握が重要であり地域に任せっきりでなく、行政がもっと積極的な行動を行うべきだと思う。</p>	<p>第2章6-3「ネットワークによる地域づくり」にありますように、県としては、県民、事業者、NPO等との情報交換・情報収集に努め環境保全活動の推進を図ることとしております。今後ともご意見の趣旨に添えるよう努めます。</p>